

鹿角ゼロカーボンサポーター規約

令和6年5月14日制定

令和8年4月10日改正

第1章 総則

第1条 鹿角ゼロカーボンサポーター（以下、サポーターという）は、鹿角市が進める2030年におけるカーボンニュートラル達成に向けた取り組みを、市と共に実施いただける方のことをいいます。

第2章 サポーターの活動

第2条 サポーターは、できる限り無理のない範囲で以下に例示する活動を行うこととします。

- (1) 自宅への太陽光発電設備の設置、断熱改修の実施、省エネ家電の購入など、鹿角市のゼロカーボン達成に向けて貢献する取り組みを実施し、その効果を2030年まで持続できるように、設備の維持、設備の利用等を続けること。
- (2) 市が実施するゼロカーボン達成に資する活動・イベントについては、できる限り参加し、ゼロカーボンに係る理解を深めること。
- (3) 市が、サポーターのエネルギー利用状況や自動車利用状況等を調査に協力すること。
- (4) 市がメール等で提供するゼロカーボン関連の情報を受け取ること。
- (5) 使用する電気については、可能な限り再生可能エネルギー由来のものを選択すること。
- (6) その他日常的に節電や節水などの省エネルギーにつながる取組を実行すること。

第3章 運営事務

第3条 本サポーターに係る運営事務は、事務局である鹿角市産業部商工振興課ゼロカーボン推進室が実施します。

第4章 資格・登録手続き等

第4条 資格、会費、登録・脱退方法、有効期限については、以下のとおり定めます。

- (1) 本サポーターには、鹿角市民になることができます。
- (2) 会費は徴収しないこととします。
- (3) サポーターの資格は、以下の方法により得ることになります。また、登録手続きが完了し次第、市からサポーター任命証を交付します。
 - (ア) サポーター登録希望者が事務局に登録申込書（様式第 1 号）を提出する（任意申請）
 - (イ) サポーターへの登録が要件になっている補助金を申請する（自動登録）。
- (4) サポーターの脱退は、サポーターが事務局宛に退会届出書（様式第 2 号）を提出し、市がそれを受理することにより成立します。
- (5) サポーター資格は、申し込んだ日からその年度末（3 月 31 日）まで有効とし、双方から特段の要望のない場合、資格は翌年度にそのまま自動更新します。
- (6) サポーターは、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等届出事項に変更があった場合は、直ちに事務局に連絡します。

第 5 章 規約の改正

第 5 条 本規約が改正された場合は、施行前に事務局よりサポーターに対し、その内容をお知らせします。

第 6 章 個人情報の取り扱いについて

第 6 条 この活動を通じて市が収集した個人情報(住所、氏名、電話番号、E-mail アドレスなどで特定の個人が識別され、または識別され得る情報をいいます)は、その収集の目的の範囲内で利用し、他の目的には原則として使用しません。また、収集した個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適切に管理します。

第 7 章 その他

第 7 条 規約に定めるもののほか必要な事項は、双方が真摯に協議した上で定めます。

以 上